

2007年（平成19年）5月

各 位

NPO 法人京都消費者契約ネットワーク

京都敷金・保証金弁護団

敷金・更新料110番のご案内

マンションや借家の賃貸借契約には、賃貸借期間満了時に更新料を支払うという条項がっています。

京都敷金・保証金弁護団では、賃貸借契約の敷金・保証金につき、数々の取り組みを行ってきました。今般、更新料支払条項を無効だとして訴えを提起しましたが、被害事例を収集し、追加提訴を行いたいと考えています。

また、今回の電話相談においては、NPO法人京都消費者契約ネットワークが適格消費者団体として、本年6月7日より施工される改正消費者契約法に基づく消費者団体訴訟制度（※）を利用するための情報収集を行うことも予定しております。この110番から消費者団体訴訟の第1号が生まれるかもしれません。

敷金・保証金についてはもちろんのこと、更新料の問題でお悩みの方や過去にトラブルを抱えた方からのお電話をお待ちしております。

（※）消費者団体訴訟制度・・・適格消費者団体が、不特定多数の消費者の利益を養護するため、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為の差止請求をすることを可能とする制度のこと。この制度は6月7日から始まる。

電話番号 075-212-4461（代）

日 時 2007年5月26日（土）

10：00～16：00

内 容 保証金・敷金、敷引、更新料に関するトラブルの実態の把握、
被害者を早期に救済するための電話による無料相談

主催・問合せ先 **京都敷金・保証金弁護団**

NPO 法人京都消費者契約ネットワーク

（110番のお問い合わせ先）御池総合法律事務所内弁護士長野浩三

電話 075-222-0011